

【家庭状況に変更があった場合の提出書類一覧表】

※給付認定申請書は表・裏面（施設等利用給付認定変更届）を必ずご記入ください。

事象		必要書類
氏名・住所の変更		なし（新たな氏名・住所が記載された認定通知書を必要とされる場合のみ給付認定申請書を提出）
就業時間・部署・勤務地の変更		なし（就業時間が月48時間未満になるような変更の場合はお問い合わせください）
出産 (母が就労要件の方)		産休後に育児休業を取得する場合は以下の書類を提出 ①給付認定申請書（裏面は「保育の必要性の事由」の部分を入力） ②育児休業期間証明書(区様式) または産休・育休期間が記載された就労証明書（区様式）
復職	育児休業から復職	①復職証明書（区様式） ※下のお子さんの認可保育所への入所に伴い復職証明書を提出する場合は1部で流用可能です。 児童氏名欄には保育園・幼稚園に在籍している全てのお子さんの氏名を記入してください。
	産休から復職	①就労証明書（区様式）
就職・転職	会社員・派遣社員・パート等	①給付認定申請書 就職の場合：裏面は「保育の必要性の事由」「勤務状況の変更」の部分を入力 転職の場合：裏面は「勤務状況の変更」の部分を入力 ②就労証明書（区様式）（就労開始日以降に記載してもらってください）
	自営業(親族経営含む)・経営主	①給付認定申請書 就職の場合：裏面は「保育の必要性の事由」「勤務状況の変更」の部分を入力 転職の場合：裏面は「勤務状況の変更」の部分を入力 ②就労証明書(就労開始日以降に記載してください) ③仕事内容や資格がわかる書類のコピー(開業届や営業許可書等) ④収入の証明(報酬の記録、通帳のコピー等)
退職		①給付認定申請書（裏面は「保育の必要性の事由」「勤務状況の変更」の部分を入力） ②退職日を証明する書類(離職票や源泉徴収票のコピー等)
結婚		①給付認定申請書 ②婚姻届の受理証明書または戸籍謄本(全部事項証明)のコピー 世帯に新しく加わった方に関する以下の書類 ③本人確認書類 ④マイナンバー確認確認書類（マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票） ⑤父(母)の保育の必要性を確認できる書類(新2号・新3号認定を受けている方のみ)
離婚		①給付認定申請書 ②離婚届の受理証明書または戸籍謄本(全部事項証明)のコピー
死亡		①給付認定申請書

提出に必要な書類は中野区ホームページからダウンロード可能です。



<お問い合わせ・提出先> 中野区子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号 電話 03-3228-5793